

〇つくば市幹線道路の沿道の景観形成に関する指導要綱

令和 2 年10月26日

告示第615号

改正 令和 4 年 3 月30日告示第225号

改正 令和 6 年12月11日告示第786号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の幹線道路の沿道の良好な景観形成を誘導し、美しい街並みを形成するための行政指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「幹線道路」とは、別図に示す片側 2 車線以上の道路及び市長が指定する道路をいう。

(行政指導の対象となる行為)

第 3 条 この要綱の規定による行政指導の対象となる行為は、景観法（平成16年法律第110号）第16条第 1 項の規定による届出が必要となるもののうち、幹線道路に面する建築物（延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）の新築、増築、改築又は移転とする。

(行政指導の内容)

第 4 条 市長は、前条に規定する行為をしようとする者に対し、幹線道路の沿道の景観形成に関する協議書（様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ別表に掲げる図書を添えて提出するよう指導するものとする。

2 市長は、前項に規定する協議書及び図書について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請前、かつ、前条に規定する行為に着手しようとする日の60日前までに提出するよう指導するものとする。

3 市長は、前条に規定する行為をしようとする者が前項に規定する期間内に景観法第16条第 1 項の規定による届出をしたときは、第 1 項の規定による指導をしな

いものとする。

(行政指導の基準)

第5条 市長は、前条第1項に規定する協議書及び図書が提出されたときは、市の景観計画（景観法第8条第1項に規定する景観計画をいう。）に定める景観形成方針及び景観形成基準並びに次に掲げる基準に基づき、必要な指導、助言等を行うものとする。

- (1) 空調室外機、自動販売機等の歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、緑化や目隠しなどの工夫により幹線道路からの見え方に配慮すること。
- (2) 幹線道路の夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識して、建築物の幹線道路に面する壁面及び開口部を工夫すること。店舗の閉店後等も屋外照明により温かみのある歩道空間となるよう配慮すること。
- (3) 建築物の幹線道路に面する屋根、壁面及び開口部の形態意匠の工夫により周辺の景観及び街並みとの調和に配慮すること。
- (4) 幹線道路に面する部分の緑化に努めること。
- (5) 工事中の仮囲いは、周辺の景観に配慮したものとする。

(協議結果の通知)

第6条 前条の規定による指導、助言等の内容は、幹線道路の沿道の景観形成に関する協議済通知書(様式第2号)により当該協議をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知書を送付するときは、第4条第1項に規定する協議書及び図書の副本を添付するものとする。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第225号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第786号）

この告示は、令和6年12月11日から施行する。

別表（第4条関係）

添付図書	
種類	明示すべき事項
位置図	(1) 道路及び目標となる地物 (2) 行為地の場所
配置図	(1) 敷地の形状及び寸法 (2) 届出に係る建築物の位置 (3) 届出に係る建築物と他の建築物との別 (4) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (5) 植栽、樹木等の位置、樹種及び樹高 (6) 外構施設の位置、材料及び面積
立面図 (4面)	(1) 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 (2) 屋根、外壁その他外観の仕上げ材料及び色彩